

登録ボイラー実技講習機関登録事項変更の公示について

下記の機関について、「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第19条の24の37の規定により登録ボイラー実技講習機関登録事項変更の届出があったので、同省令第19条の24の46の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録ボイラー実技講習機関の名称	一般社団法人日本ボイラ協会 福島支部
登録ボイラー実技講習機関の住所	福島県福島市大町4-4 東邦スクエアビル3F
代表者の氏名	<u>変更前 会長 刑部 真弘</u> <u>変更後 会長 辻 裕一</u>
変更年月日	令和6年6月20日

令和6年6月6日

福島労働局長

